

平成28年5月27日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

規制支援審議会
委員長 田尾 健二郎

「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔27原機（防企）001〕のあった事項「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

記

安全研究や規制支援に従事する人員の強化については、安全研究・防災支援部門への新人採用枠を優先的に配分させるとともに、他部門の専門家を兼務者として従事させるなどの対応が図られているが、人員数は十分とはいえない状況であり、継続的な人員強化が必要である。

受託研究、共同研究、委託研究の実施状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。

一方、受託研究の一部として行われている再委託に関しては、その実施にあたっての中立性をより確かなものとすることを検討されたい。

センター長の権限を超える決裁状況については、被規制側の部門を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、短期的には現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、被規制側の部門を兼務するという脆弱な説明性を認識し、中長期的に改善していくことを検討されたい。

以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

以上